

加配定数を維持した上での小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の早期実施、 教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

昨年度「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりました。国のこの決定に対し、学校現場からは喜びの声が上がりました。少人数教育の実現そのものが、子ども達への最大の教育効果になると考えるからです。この教育効果を維持していくために、小学校の35人学級実施に当たっては、現存の加配定数を維持しつつ、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、35人学級を中学校にまで延伸することで、きめ細やかな指導を継続的に行うことが可能となるゆえ、その早期実現を望むところです。

学校現場に目を向けると、新型コロナウイルス感染症対策による従来にはなかった新たな業務や深刻な教職員不足など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。

このような状況下、本県では、全国に先駆けて小学校1、2年生における25人学級が実現しており、小学校3年生以降へも導入するか検討が始まっています。県下の関係者が一体となり、少人数教育推進に取り組んでいる次第です。

本市においても、「第2次中央市教育振興基本計画」を市政教育の基本に据え、生きる力を育む教育・命を大切にす教育・信頼しあう教育の推進や誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

国、県、市のこのような教育施策に対し、学校現場においては教職員が働き方改革や自己研鑽に務め、行政と一体となり、よりよい学校教育体制を築いていくことの大切さも実感しているところです。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけたゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備が求められます。将来を担い、社会の基盤作りにつながる子どもたちへの教育の充実は極めて重要な未来への先行投資だといえます。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

- 一、小学校の35人学級実施に当たっては、現存の加配定数を維持しつつ、教職員定数の増員で行うこと。また、中学校における35人学級の早期実施をすすめること。
- 一、深刻な教職員不足を改善する方策として、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するために教職員定数改善を推進すること。
- 一、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 一、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 9月26日
中央市議会